

岩手県告示第51号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

。

令和4年1月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 岩手県全域
- 2 基本測量を実施する期間 令和4年1月1日から同年3月31日まで
- 3 実施する基本測量の種類 時空間変位確定測量